

第1章 はじめに ～堺市景観計画について～

1-1 景観計画策定の背景

本市では平成 5 年に「堺市景観基本計画」を策定し、これに基づいて市民、事業者、行政が協力しながら景観づくりを進めてきました。しかしながら、計画策定から 15 年以上が経過し、本市のおかれている状況や、景観に対する社会的なとらえ方は大きく変化しています。平成 17 年 2 月に美原町と合併し、平成 18 年 4 月には政令指定都市に移行した本市においては、これにふさわしい持続的に発展可能なまちづくりが求められています。また、平成 15 年に国土交通省から「美しい国づくり政策大綱」が発表され、平成 16 年には景観に関する総合的な法律である景観法が制定されるなど、全国的に景観に対する意識が高まっています。さらに国において、国際交流により経済を活性化させるため、観光資源を創造・再発見・整備し発信する観光立国が唱えられ、平成 20 年には歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」が制定されるなど、景観は都市環境に求められるアメニティを供給するための付加価値としての役割のみならず、地域の魅力創出によるまちの活性化や観光振興といった取組みの中で、重要な役割を担うことが求められています。

このような中、本市では都市化のスピードに対応すべく、景観上影響が大きい大規模建築物等に対し、助言・指導による景観誘導を進めるとともに、優良な建築物や良好な景観づくりに向けた活動団体を表彰する制度である堺市景観賞の実施により、景観に対する意識の醸成と景観に関する取組みの輪の拡大を図ってきました。

成熟した社会を迎え、社会環境や市民意識が変わる中、堺らしい景観を形成していくには、都市の営みに関わる者一人ひとりが、自然環境や長い歴史の中で培われてきた文化や伝統など、都市化の中でも守り育まれてきた本市の豊かな景観資源について、その特色や魅力を共通の認識とすることとともに、今ある景観資源を守り育み、また新たな景観を創っていく意識と行動が必要です。

また、堺らしい景観形成のためには、景観資源の保全や大規模建築物等の景観誘導において、これまでの景観制度では実効性に限界があったことから、本市が積み重ねてきた景観施策の成果を継承しつつ、景観法に基づく建築物等の届出制度や都市計画との連携などの法的枠組みを活用した、より実効性のある良好な景観形成に向けた制度への転換と、地域特性に応じたメリハリのある景観施策の展開が必要です。

このような考えのもと、新しい時代にふさわしい景観形成を図るため、「堺市景観計画」を策定するものです。

(1) 関西を代表する都市・堺のブランド形成

政令指定都市にふさわしい、個性的で魅力と活力ある都市づくりを進める上で、地域の資源を活用し、堺の都市イメージを構築していく都市ブランド戦略が重要です。その中で、良好な景観は都市イメージを市民や来訪者にわかりやすく発信する役割を担います。

(2) 堺の都市再生と魅力ある景観づくり

中心市街地の活性化をはじめ堺東駅、堺駅を核とした都心の再生、臨海都市拠点を中心とした新たなまちづくり、百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組みや歴史文化を活かした観光のまちづくりなど、さまざまな取組みと連携しながら、地域の個性を活かし、まちの魅力を創出する景観づくりが必要です。

1-2 景観形成の意義

人口増大と経済成長に伴う市街地拡大の時代から安定した成熟社会を迎え、これまで守り育ててきた歴史や伝統を礎として、快適な環境をつくり、都市の魅力や活力を高め、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めていくことが重要であり、その中で、まちのイメージをつくる景観の果たす役割は大きくなっています。

景観は、日々の暮らしや都市の営みの積み重ねにより形づくられていくものであり、自然や建物、道路などの目に見えるものだけでなく、そのまちの歴史や培われてきた文化、伝統が映し出されるものです。

わたしたちのまち堺は、古代に築造された仁徳天皇陵古墳に代表される百舌鳥古墳群をはじめ、中世の環濠都市、近世の町衆文化、そして近代になって、鉄道を中心として発展してきた市街地や泉北ニュータウンの造成、臨海部への産業集積など、古代から現代に至るまで、各時代に輝いてきた都市です。長い歴史の中で培われてきた文化、伝統が息づく、重層性ある多彩な景観は、みんなが守り、育ててきた財産であり、未来に引き継ぐべきまちづくりの源泉となります。

良好な景観を形成していくにあたっては、市民一人ひとりが、このことを共通の認識とし、景観形成の担い手として、これまで培われてきた良好な景観を共に守り、育み、時代に応じた新たな景観を創っていくことはもとより、良好な景観を保つ上では、日常生活における美化活動や緑化活動などの身近な環境を良くする思いと行動も重要です。このような良好な景観形成に関する取組みを継続することが、快適で、潤いある生活環境を育てていきます。

このような景観形成の担い手の輪を広げるとともに、公民協働の取組みを継続的に進め、景観に対する共通の認識と良好な景観資源を次代に継承していくことにより、暮らしの魅力、地域の魅力が高まり、さらには国際的な歴史文化都市としての都市イメージにつながっていきます。

また、この都市イメージと調和を図りながら、文化、伝統が息づく多彩な景観に、新たな景観を積み重ねていくことが、堺らしい都市魅力を高め、これにより、まちへの愛着と誇りが育まれるとともに、人々が集まり、交流の輪が広がります。そして、まちに活力が生まれ、住みたい、訪れたいまちづくりの実現につながっていきます。

○潤いある豊かな生活環境の実現

良好な景観は、わたしたちの暮らしに安らぎや潤いをもたらすものであり、景観をより良くしていくことは、快適で住みよい、潤いある豊かな生活環境の実現につながります。

○堺の豊かな歴史文化を活かした都市イメージの構築

長い歴史の中で蓄積され、多彩な景観をつくりあげている文化、伝統や固有の地域資源をまちづくりの源泉としてとらえ、これらを景観として表出させ発信していくことが、魅力と風格ある都市づくりへと発展し、その積み重ねが国際的な歴史文化都市としての堺の都市イメージの構築につながります。

○人々の交流の活性化とまちの活力の創出

良好な景観は、まちを訪れる人々に感動を与え、人々の交流を活性化します。また、地域の景観がアイデンティティとして共有されている都市では、住民がまちに愛着と誇りを持ち、まちの活力にもつながります。

1-3 計画の位置づけと役割

「堺市景観計画」は、市の政策を展望しつつ、関連計画と連携を図りながら、良好な景観の創出を目標として、その方針と実現に向けた取組みの考え方を明らかにし、市のめざすべき良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

この景観計画に基づき、都市計画などの関連する施策とも連携しながら、良好な景観形成に向けた取組みを進めていきます。

(1) 実現に向けた施策の枠組みを描く計画

この景観計画は、景観形成の理念やその方針を示し、めざすべきまちの景観の姿を市民・事業者・行政が共有するとともに、その実現に向けた景観施策の枠組みを描く計画です。本計画のもと、景観法の活用などによりこれまで取り組んできた景観施策の実効性を高めるとともに、他の関連施策との連携を図りながら、具体的なまちづくりの進捗に応じて、段階的に景観形成を推進します。

(2) 景観づくりの道しるべとして活用される計画

景観計画を、市民や事業者のみなさんが、建築物を計画したり、地域でまちづくり活動を行ったりする際の指針として、また、堺の魅力を見直すきっかけとして、積極的に活用していただくため、この計画においては、堺市の景観のなり立ちやその特徴について整理するとともに、身近な景観を認識することができるように、市域を7つの地域に区分して、その地域ごとに特色ある景観資源を掲載しています。

1-4 景観計画の区域

本市は、古代から海に開かれた立地条件を活かして発展し、時代の経過とともに、海から丘陵地へと向かって緩やかに変化する地形に沿って都市化が進んできました。そのため本市には、市街化の段階ごとに形成された一団の景観が、海から山へと層を成し、そのそれぞれに自然、歴史・文化、市街地景観が点在しているという特性があります。

このような本市の景観特性と、全市域を対象として実施してきたこれまでの景観施策の展開を踏まえ、景観計画の区域は、次のように設定します。

堺市全域を景観計画の区域とする。